

# 手当・年金のこと

## 1 児童扶養手当

### 対 象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（一定程度以上の障がいの状態にある場合は20歳未満の）児童の父、母または父・母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 父または母が生死不明の状態にある児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ ⑧に該当するかどうか明らかでない児童

(単位：円)

### 所得制限 限度額

| 税法上の扶養親族の数 | 受給資格者本人                  |                             | 孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者                     |
|------------|--------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
|            | 全部支給<br>※(月額43,160円)     | 一部停止<br>※(月額43,150~10,180円) |                                       |
| 0          | 490,000                  | 1,920,000                   | 2,360,000                             |
| 1          | 870,000                  | 2,300,000                   | 2,740,000                             |
| 2          | 1,250,000                | 2,680,000                   | 3,120,000                             |
| 3          | 1,630,000                | 3,060,000                   | 3,500,000                             |
| 4          | 2,010,000                | 3,440,000                   | 3,880,000                             |
| 5          | 2,390,000                | 3,820,000                   | 4,260,000                             |
| 1人増毎       | +380,000                 | +380,000                    | +380,000                              |
| 別に加算する額    | 老人控除対象配偶者、老人扶養<br>特定扶養親族 | 100,000円<br>150,000円        | 老人扶養親族 60,000円<br>(扶養親族全員が老人の場合は1人除く) |

※公的年金等と併給する場合は金額が異なります。

☆児童扶養手当の所得制限判定をする際、長期・短期譲渡所得については、租税特別措置法に規定される特別控除額を控除して得た額が適用されます。

(令和3年4月現在)

### 手 当 額

| 支給区分    | 全 額 支 給         | 一 部 支 給                |
|---------|-----------------|------------------------|
| 児童1人    | 月 額 43,160円     | 月 額 43,150円~10,180円    |
| 児童2人    | 月 額 53,350円     | 月 額 53,330円~15,280円    |
| 児童3人目以降 | (1人につき)月額6,110円 | (1人につき)月額6,100円~3,060円 |

☆ただし、手当を受けようとする父、母、養育者または扶養義務者などの所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。(扶養義務者：受給資格者本人の父母・祖父母・兄弟姉妹・18歳以上の子など)

☆手当の受給期間が5年または支給事由発生から7年を経過した方は、市から送付される「児童扶養手当一部支給停止除外事由届書」に関係書類を添えて提出していただきます。この書類の提出がない場合は、手当での2分の1の額が支給停止になる可能性があります。

☆手当額については、所得に応じて決定されます。

### ★次のいずれかに該当する場合は、児童扶養手当は支給されません★

- ① 対象となる父、母、養育者または児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ② 対象児童が里親に養育を委託されたり、児童福祉施設（母子ホーム、保育所、児童の通園施設を除く）に入所しているとき。
- ③ 父に対する手当にあつては、父の配偶者（事実婚、内縁関係含む）に養育されているとき。母・養育者に対する手当にあつては、母の配偶者（事実婚、内縁関係含む）に養育されているとき。
- ④ 昭和60年8月1日以降に支給要件が該当してから請求の手続きをせず5年を経過したとき（平成15年4月1日以降に支給要件が発生したときは、請求の时效がなくなります）。

## 2 児童手当

**対 象** 市内に住民登録があり、中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育している方で、所得が一定未満の方に支給される手当です。所得制限以上の方には、特例給付が支給されます。

### 所得制限 限度額

| 扶養親族等の数                                     | 所得要件の限度額<br>(控除後の額) | 所得から控除される額      |  |
|---|---------------------|-----------------|--|
|   |                     | 一律              | 80,000円                                      |
| 0人  | 6,220,000円          | 一律              | 80,000円                                      |
| 1人  | 6,600,000円          | 市民税について控除を受けた場合 | 雑損控除 当該控除額                                   |
| 2人  | 6,980,000円          |                 | 医療費控除 当該控除額                                  |
| 3人  | 7,360,000円          |                 | 小規模企業共済等掛金控除 当該控除額                           |
| 4人  | 7,740,000円          |                 | 障害者控除<br>1人につき<br>特障 400,000円<br>普障 270,000円 |
| 5人  | 8,120,000円          |                 |  |
| 以下、扶養人数1人増につき38万円加算                         |                     |                 | 寡婦控除   |
| 70歳以上の同一生計配偶者または老人扶養親族がいる場合は、老人1人につき44万円を加算 |                     | ひとり親控除          | 350,000円                                     |
|   |                     | 勤労学生控除          | 270,000円                                     |

☆扶養親族とは、税法上の扶養人数です。

☆児童手当の所得制限判定をする際、長期・短期譲渡所得については、租税特別措置法に規定される特別控除額を控除して得た額が適用されます。

※上記の適用は所得税・住民税を見直すものではありません。

### 手 当 額

(令和3年4月現在)

| 区 分                     |         | 所得制限未満の方     | 所得制限以上の方<br>(特例給付—平成24年6月分より適用) |
|-------------------------|---------|--------------|---------------------------------|
| 3 歳 未 満                 |         | 一律月額 15,000円 | 一 律<br>月額 5,000円                |
| 3 歳 ~<br>小 学 校<br>修 了 前 | 第 1 子   | 月額 10,000円   |                                 |
|                         | 第 2 子   | 月額 10,000円   |                                 |
|                         | 第 3 子以降 | 月額 15,000円   |                                 |
| 中 学 生                   |         | 一律月額 10,000円 |                                 |

☆第1子、第2子、…は、18歳をむかえて最初の3月31日までの児童を出生順に上から数えます。

### 1,2の申請・問合せ

- 福祉事務所子育て支援課 電話 21-3267
- 福祉事務所湯川福祉課 電話 57-6170
- 福祉事務所亀田福祉課 電話 45-5481
- 福祉事務所戸井福祉課 電話 82-2112
- 福祉事務所恵山福祉課 電話 85-2335
- 福祉事務所榎法華福祉課 電話 86-2111
- 福祉事務所南茅部福祉課 電話 25-6045
- 銭 亀 沢 支 所 電話 58-2111

### 3 遺児手当

#### 対 象

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給される手当です。

(児童を養育している方は、函館市内に居住し、現に遺児を監護し、かつ、遺児と生計を同じくしている親権者、後见人およびこれらに準ずる者とします。)

- ・ 父および母を死亡、生死不明、遺棄、法令による拘束等により失った児童
- ・ 父または母を不慮の事故、災害で死亡または生死不明により失った児童

#### 手 当 額

(令和3年4月現在)

|            |                                |               |
|------------|--------------------------------|---------------|
| 両親を失った者    | ①15歳に達する日以後の最初の3月31日まで         | 児童1人 月額3,000円 |
|            | ②18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (①を除く。) | 児童1人 月額5,000円 |
| 父または母を失った者 | ①15歳に達する日以後の最初の3月31日まで         | 児童1人 月額1,500円 |
|            | ②18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (①を除く。) | 児童1人 月額2,500円 |

#### 申請・問合せ

- 子ども未来部子育て支援課 電話 21-3267
- 湯川福祉課 電話 57-6170
- 亀田福祉課 電話 45-5481
- 戸井福祉課 電話 82-2112
- 恵山福祉課 電話 85-2335
- 榎法華福祉課 電話 86-2111
- 南茅部福祉課 電話 25-6045
- 銭亀沢支所 電話 58-2111

### 4 特別児童扶養手当

#### 対 象

心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給される手当で、児童扶養手当と重複して受給できません。

(令和3年4月現在)

#### 手 当 額

|         |            |            |
|---------|------------|------------|
| 児童一人につき | 重度障がい児(1級) | 月額 52,500円 |
|         | 中度障がい児(2級) | 月額 34,970円 |

☆ただし、手当を受けようとする父母などの所得が一定額以上あるときは、支給停止となります。

#### ★次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません★

- ① 父、母または養育者および対象児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ② 対象児童が里親に養育を委託されたり、児童福祉施設(母子ホーム、保育所等を除く)に入所しているとき。
- ③ 対象児童が障がいを事由とする公的年金給付を受けることができるとき。

#### 申請・問合せ

- 福祉事務所障がい保健福祉課 電話 21-3302
- 福祉事務所湯川福祉課 電話 57-6170
- 福祉事務所亀田福祉課 電話 45-5482
- 福祉事務所戸井福祉課 電話 82-2112
- 福祉事務所恵山福祉課 電話 85-2335
- 福祉事務所榎法華福祉課 電話 86-2111
- 福祉事務所南茅部福祉課 電話 25-6045
- 銭亀沢支所 電話 58-2111

## 5 遺族基礎年金

### 対 象

国民年金に加入している方などが亡くなられたとき、その方によって生計を維持されていた次に該当する方に支給されます。

- ① 死亡した方の配偶者で、18歳（18歳の誕生日後最初の3月31日が終わっていない場合を含む。）までの子または20歳未満で障がいの程度が1級、もしくは2級の子と生計を同一にしている方
- ② 死亡した方の18歳（18歳の誕生日後最初の3月31日が終わっていない場合を含む。）までの子または20歳未満で障がいの程度が1級、もしくは2級の子

### 支給要件

国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む。）が死亡日の属する月の前々月までの加入期間の3分の2以上あることが必要です。

（※令和8年3月31日以前に亡くなられた場合には納付期間が3分の2以上なくても、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給されます。）

### 年 金 額

（令和3年4月現在）

|                |       |     |            |
|----------------|-------|-----|------------|
| 子のある<br>配偶者の場合 | 子ども1人 | 年 額 | 1,005,600円 |
|                | 子ども2人 | 年 額 | 1,230,300円 |
| 子 の 場 合        | 子ども1人 | 年 額 | 780,900円   |
|                | 子ども2人 | 年 額 | 1,005,600円 |

3人目以降は、一人につき、74,900円が加算されます。

☆ただし、配偶者が受給している間は、子どもは支給停止になります。

### 国民年金保険料免除制度

経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合は、保険料の免除の申請をすることができます。（申請免除制度）

納めないまま放っておかずにご相談してみましょう。

また、生活保護を受けている場合は法定免除に該当しますので、必ず届出してください。

### 申請・問合せ

- 市 民 部 国 保 年 金 課      電話 21-3159
- 湯 川 支 所                  電話 57-6163
- 銭 亀 沢 支 所                電話 58-2111
- 亀 田 支 所                    電話 45-5582
- 戸 井 支 所                    電話 82-2112
- 恵 山 支 所                    電話 85-2335
- 楢 法 華 支 所                電話 86-2111
- 南 茅 部 支 所                電話 25-6040

## 6 遺族厚生年金

**対 象** 厚生年金に加入している方または、加入していた方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもなどの遺族に対し支給されます。

基本的には、①「18歳到達の年度末までの子または20歳までの障がいのある子」、②上記①のいる配偶者の遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

○子のない配偶者（夫死亡時30歳未満の妻は5年有期）

なお、配偶者以外の遺族は、次の要件に該当することが必要です。

① 子と孫については、18歳になる年度末まで、あるいは20歳未満で障がいの程度が1級、または2級であって婚姻していないこと。

② 夫、父母、祖父母については、55歳以上であること。

（ただし、60歳までは支給停止されます。）

**支給要件** 遺族基礎年金と同様に、死亡日の属する月の前々月までの加入期間のうち保険料納付期間（免除期間を含む。）が3分の2以上あることが必要です。厚生年金を含み老齢年金の受給権を満たしていたか、厚生年金を含んだ老齢年金受給者。

（※令和8年3月31日以前に65才未満で亡くなられた場合には、保険料納付期間が3分の2以上なくても、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がなければ支給されます。）

**年 金 額** 
$$\left( \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの} \right. \\ \left. \begin{array}{l} \text{平均標準} \\ \text{報酬月額} \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以降の} \right) \times \frac{3}{4}$$

（被保険者期間が300月未満のときは期間を300月として計算する）

※ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方等が亡くなられたときは、別の計算方法により金額が計算されます。

詳しくは、次にお問合せください。

### 問合せ

■ 日本年金機構函館年金事務所

所在地 函館市千代台町26番3号

電 話 ねんきんダイヤル

0570-05-1165